

京都市教育委員会教育長告示第6号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

平成22年6月1日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第1条第2項中「係員」を「職員」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第5号中「館長及び係員」を「職員」に改め、同条第2項中「館長」の右に「(中央図書館にあっては事務局長，右京中央図書館にあっては副館長)」を加える。

第3条を次のように改める。

(対面朗読)

第3条 視覚障害のある利用者は、専用の設備のある図書館において、あらかじめ対面朗読登録申込書(第1号様式)を提出することにより、対面朗読を受けることができる。

第4条第1項ただし書中「の各号」を削り、同項第3号中「館長が」を削り、「認めた」を「認められる」に改め、同条第2項中「(第1号様式)」を「(第2号様式)」に改める。

第5条第1項本文中「館長に」を削り、「(第2号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同条第3項中「館長は、」を削る。

第6条第1項中「の館長」を削り、第2項中「館長」を「とき」に改める。

第7条第1項中「3年」を「5年」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第8条ただし書中「館長が」を削り、「認める」を「認められる」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「の各号」及び「館長が」を削り、「認める」を「認められる」に改める。

第10条第1項中「身体障害者」の右に「、精神障害者その他これらの者に準じるもの（以下「身体障害者等」という。）」を加え、「1箇月以内」を「31日以内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

第10条第2項中「手続き」を「手続」に、「こと」を「こと等」に改める。

第11条第1項中「身体障害者等」を「身体障害者その他これに準じる者」に改め、同条第2項中「あること」を「あること等」に改める。

第15条第1項ただし書中「身体障害者」を「身体障害者等」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「館長は、」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号中「係員」を「職員」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「に掲げる要件を備える」を「のいずれにも該当する」に改め、「最寄りの図書館において」を削り、同項第2号中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「館長に」を削り、「(第3号様式)」を「(第4号様式)」に改める。

第18条の2後段中「2週間」の右に「以内」を加える。

第18条の3第1項各号列記以外の部分中「に掲げる要件を備える」を「のいずれにも該当する」に改め、同条第2項中「(第4号様式)」を「(第5号様式)」に改める。

第20条ただし書中「館長が」を削り、「認める」を「認められる」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「館長は、」を削り、「一に」を「い

ずれかに」に改め、同項第2号中「に掲げる要件を欠くに至った」を「各号に該当しなくなった」に改める。

第24条中「図書」を「図書館資料」に改める。

第25条第1項中「図書館資料」を「資料」に改め、同条第2項中「図書館資料」を「資料」に、「館長が認める」を「認められる」に改める。

第26条中「図書館資料」を「資料」に改める。

第1号様式を第2号様式とし、第2号様式から第4号様式までを1様式ずつ繰り下げ、附則の次に次の様式を加える。

第1号様式（第3条関係）

対面朗読登録申込書

(あて先) 京都市 図書館長		年 月 日	
申請者	ふりがな	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 明治 <input type="checkbox"/> 2 大正 <input type="checkbox"/> 3 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 4 平成 <input type="checkbox"/> 0 西暦
	氏 名		
	住 所	(〒 -) 区	
		電話 ()	
補助者	申請者に代わって、図書館から連絡のとれる方		
	ふりがな	申請者との続柄	
	氏 名		
住 所	(〒 -) 区		
	電話 ()		
対面朗読を必要とする理由	1 視覚障害 (級)		
	2 活字図書の利用が著しく困難である理由		
希望する曜日 時間帯等			
特に希望する 分野			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

図書館処理欄（記入する必要はありません。）

番 号	受付	年 月 日	館 長	課 長	副館長・係長	係 員
	登録	年 月 日				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(中央図書館図書課)